鎌教委学み第282号

令和８年（2026年）10月23日

鎌倉市議会議長　日向　慎吾　様

鎌倉市教育委員会

教育長　　高橋　洋

文書による質問への回答について（送付）

令和８年（2026年）10月９日付け鎌議調第638号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第７条第５項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。

鎌倉市議会
令和 -8.10.23 受付
第 680 号

【事務担当】

教育総務課　総務企画担当　中村

（学びみらい部学びみらい課兼務）

（内線2454）

議会受付番号	文書質問第18号
質問者	中澤　克之 議員
答弁する者	教育長 （学びみらい部学校教育課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第７条第３項の規定に基づく文書質問第18号の質問について、次のとおり答弁いたします。

１　質問の内容

行政文書によると、支援級の担任による暴行事件のあった小学校を含む近隣小学校６校の支援級の「特別の教育課程の届出」（以下、届出）に関し、９月８日の本会議にて教育長は「届出に設定がない科目があっても、特性に応じ個別にカリキュラムを組むケースがある。どの学校でも取り組んでいると認識している」旨を答弁されました。また、９月15日の総務常任委員会にて澁谷次長は「文科省が定める教育課程に反した形で教育を行っていたことはない。実際に教育課程の届出に設定のない教科があったとしても生活単元学習などで振り返って行われている場合がある。または国語や算数と連動させながら学習する、というやりかたもある。個に合わせたカリキュラムを組んでいる。ただ『書類として残したときに分かりにくい表現だったので学校の中で収めるものだけではなく、きちんと外に出せる形で表現していくことが大事だ』と当該校には（今年度の教育課程の作成にあたり）指導した」「生活単元学習として、国語と算数を併せた授業をするなどの指導をしていることがあるので（理科社会など）全く授業を行っていないということではない」旨を答弁されました。

１.不適切な教育課程の放置理由と是正指導の有無

届出を確認すると、近隣小学校支援級ではすべての科目の設定がされていますが、当該支援級は少なくとも令和３年度から令和７年度まで、自閉症・情緒障害学級でさえ、英語・道徳・理科・社会・家庭科の設定が一切ありませんでした。これを教育委員会が受理し続けていたことに強い違和感があります。令和３年度から令和７年度にかけて在任していた当該小学校長には、教育委員会から「文部科学省の規定に沿った教育課程を編成するよう」指導や改善措置を行いましたか。行った場合、学校からどのような回答がありましたか。また、指導を行わなかったとすれば、その理由は何ですか。

【文書質問主意書】

2.実質的に知的障害学級として運営がされていた可能性について

以下1）から5）の事実を踏まえると、教育委員会および学校側が「一律に知的障害学級として運営するため、組織ぐるみで支援級の籍すらあいまいにしていた」ひいては「当該支援級については、他校支援級に比べ少ない人員配置で済むよう、設定する教科を限定していた」と推測せずにはいられません。この推測を否定する明確な客観的根拠をご提示ください。

1）就学相談での不適切な案内

令和6年度の就学相談において、教育指導課の齋藤雅之指導主事が複数の相談保護者に対し「知的級か自情級かは、こちらで事務的に決定する」と説明していた事実。

2）公的書類における籍の未記載

「就学決定及び特別支援学級入級承認通知書」「個別の指導計画」「通知表」のいずれにおいても、児童の「籍の種別（知的障害/自閉症・情緒障害）」が明記されていない事実。

3）現場担任の認識

令和7年5月、当該支援級1年生の保護者が学級担任へ子の籍の種別を尋ねた際、
自分の判断で籍を答えていいかわからない」と担任が回答を拒んだ事実

4）交流学級参加への不当な条件設定

2025年4月16日の保護者懇談会にて、支援級教員が「交流級での授業参加は、児童が介助なしで1人で行けることが条件」と明言した事実。つまり、当該支援級で設定のない英語・道徳・理科・社会・家庭科について、個別のニーズがある児童でありながら、個別の配慮を受けられない状態で授業参加の可否が児童に委ねられていたこと。

5）2月16日の当該学級の懇談会にて保護者から「このクラスの時間割に理科、社会、英語などがないが、どうしているのか」と質問があり、当該教員が「去年は〇〇先生（当時いた当該学級担任）とか英語や理科を教えていましたね。教えられる教員がいたからできた。今年はできなかった。あくまでその子に必要なら教える。人員的に来年はできるかは断言できない」と回答した。

2　質問の理由

先日の鎌倉市議会9月8日の本会議および総務常任委員会におきまして、鎌倉市立小学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級（以下、当該支援級）における児童への加害事案をとりあげました。9月8日の本会議での教育長答弁、ならびに9月15日の総務常

任委員会での渋谷学びみらい部次長の答弁により、深く疑念を持つに至り、改めて文書にて回答を求めるものである。

教育長だけでなく、人権問題として市長の見解も求める。

3　答弁

（1）不適切な教育課程の放置理由と是正指導の有無について

教育課程の届出書は、教育委員会が各学校における教育活動の枠組みを確認するために提出されるものです。届出書上に一部の教科の記載がないことをもって、当該教科の履修や学習の機会が確保されていないことを意味するものではありません。学校現場においては、個々の児童の教育的ニーズや発達の状況等に応じた教育活動が展開されてきたことは、引用されている教育長、次長の答弁の通りです。

こうした考えに基づき、提出された届出書に対しては、口頭での指導や助言にとどめ、令和７年度までは差戻し等の措置までは行っておりませんでした。

一方で、教育課程の届出書は、本市の教育行政に関する対外的な行政文書としての性格を有することから、各校の教育活動の実態に即し、正確かつ適切に記載されるべきものと考えております。

このため、昨年度末（令和７年度末）において各市立学校の特別支援教育の担当者に対し、特別支援学級の教育課程を正しく理解するとともに、記載内容の適正化を図るよう改めて指導を行ったところです。さらに、今年度（令和８年度）からは、届出内容に実際の教育活動を適切に表現していない記載が見受けられる場合には学校へ差し戻して再作成を求める運用を徹底するとともに、校長会等の機会を通じて学校外への説明責任の観点からも、不明瞭な届出がなされないよう継続的な指導を行っているところです。

（2）文書質問主意について

ご質問の主意につきましては次のとおり事実関係を整理し回答いたします。

1）について

就学相談における説明については、担当者から「児童の教育的ニーズに基づき総合的に判断し決定する」と回答しております。

2）について

「就学決定及び特別支援学級入級承認通知書」等における学級種が未記載である点につきましてですが、学級種の決定については就学支援委員会での審議の内容や関係機関や保護者からの情報、児童の観察を担当指導主事が行った結果などを総合的に勘案することに加え、入学後の指導・支援が適切に行われるための学校との情報共有や検討も行っているため、入級通知書を送付する時期には、学級種別の検討が続いている状況にあり、記載しておりませんでした。しかしながら、就学相談において情報提供が不十分と感じられているご家

庭があることは反省すべきであると受け止めており、令和９年度の入級通知書より学級種（籍の種別）を明確に記載する運用への変更を決定しております。

３）、４）、５）について

３）～５）に記載の当該教諭の発言が事実とすれば、当該教諭の認識は誤っており、不適切な説明です。上記、「３　答弁（１）不適切な教育課程の放置理由と是正指導の有無について」での答弁の通り、学校現場においては、個々の児童の教育的ニーズや発達の状況等に応じた教育活動が展開されてきたものと認識しています。

以上のとおり、教育委員会ならびに学校組織として、組織的、意図的に特定の障害種別のみで一律に運営を行ったり、人員配置を抑制する目的で教育課程を設定したりした事実はございませんが、当該教諭の不適切な説明等により保護者の方にご不安や懸念を抱かせてしまったことにつきましては反省すべきところであると考えております。

教育委員会といたしましては、今回いただいたご意見やご指摘を受け止め、今後の特別支援教育において、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援学級の運営を徹底するとともに、保護者の皆様に対して十分なご理解をいただけるよう、適切な情報提供に努めてまいります。